小山市地域とともにある学校づくりに関する提言書【概要版】

1 小山市の学校教育をめぐる現状

■(1)小山市の地域的特徴

栃木県の南部に位置する小山市は、市の中央を南北に流れる思川によって東西に二分され、西は沖積層の 低地、東は洪積層の台地になっています。また、その思川と平行に東北自動車道や国道 4号・新 4号など主 要な道路が走り、加えて、東北新幹線を利用することにより JR 小山駅から東京駅まで 40 分程度で着くこ とができるほか、JR 水戸線・両毛線があることにより茨城県・群馬県へのアクセスもしやすいなど、交通の 要衝として栄えています。

魅力的な立地、豊かな自然と文化、歴史など好条件が整った小山は栃木県内で第二位の人口規模を誇っており、人口や世帯数は増加傾向にあります。また、高齢化に対しても充実した政策を実施しており、日本経済新聞社産業地域研究所が平成 25 年に全国 789 市と東京 23 区を対象に初めて実施した「全国市区高齢化対応度調査」では、見事全国総合 1 位の評価を得ています。

■(2)小山市における学校と地域との関係

小学校における市の特色ある事例としては、市内6校で行っている「田んぼの学校」があります。地域の 人に苗作り、代かき等の準備をしてもらい、子どもたちが泥んこになって田植えをします。他の特色ある事 例としては、「ほたる飛び交う中地区を目指す運動の会」と学校が連携した事例があります。

中学校と地域の連携は、市内の中学校で中学2年生が行う、職場体験活動があります。この活動は「未来を担う子どもたちのために」という一点で、地域の皆さんのご好意の上に成り立つ連携事例です。

さらに、自治会や育成会が中心となって学校と連動して、体育祭、伝統・伝承行事、一斉清掃、廃品回収 といった様々な行事を開催しています。特に、地域のお祭を次世代に繋ぐために、ボランティアの方が学校 に出向いてお囃子の指導を行ったり、踊りの指導を行ったりと、地域に根ざした活動にも力を入れています。

2 地域とともにある学校づくりの推進理由

■(1)国の施策の方向性

国の施策を見ていくと、「地域とともにある学校づくり」を目指しているのには、いくつかの理由があることがわかります。開かれた学校の実現、説明責任が求められるという時代背景、学校の抱える多様なニーズへの対応、学校を核にした新しい地域コミュニティの構築、多くの人間との触れ合いによって培われるコミュニケーション能力の育成等が挙げられますが、その背景には、現在の学校や地域、子どもたちを取り巻く環境や、今後の学校を核に据えた新しい地域コミュニティ展開の可能性への示唆があると言えます。

■(2)地域とともにある学校づくりの基本理念

平成25年に出された教育振興基本計画の中でも指摘されているように、少子化による児童生徒数の減少が、教育界のみならず今後の日本という国の在り方を考える上でも重要な課題となっています。この現実を直視すると、今後の義務教育自体の在り方を考える必要性が出てくるとともに、学校運営そのものを根本から見直す時期にきていると考えることができます。

現在、小山市教育委員会では「共創」(きょうそう)をスローガンに「学校づくり」「学級づくり」を進めているところです。この「地域とともにある学校づくり」の理念は、小山市が培ってきた人的な資源の活用を図ることによって、地域とともに学校をよりよくしていく、学校とともに地域をよりよくしていくという

「共創」の精神にも当てはまるものです。「地域とともにある学校づくり」は、学校・家庭・地域・行政の四者が手を携えて、10年後、20年後をも見据えた、より強固な「学校づくり」・「地域づくり」を行う、新たな施策であるとも言えます。

3 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の概要

■(1)学校運営協議会の責任と権限

学校運営協議会は、責任と権限をもって意見を述べることが制度的に保障されています。協議会の役割は、校長のリーダーシップと明確な学校経営ビジョンのもと、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させながら、校長と一体となって、もしくは校長を補佐しつつ、児童生徒の健やかな育成について協働しながら責任を果たすことで、よりよい教育の実現を目指すことにあります。学校運営協議会の主な役割として、次の3つが挙げられています。

○校長が作成する学校運営に関する基本的な承認を行うこと

- → 校長の学校経営ビジョンづくりを支援し、学校と地域が一体となって、教育課程などの教育方針を決めていきます。
- ○学校運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べること
- → 広く保護者や地域住民の意見を学校の運営に反映させるため、学校運営について意見を述べることができます。
- ○学校の教職員の任用に関する事項について、任命権者に対して意見を述べることができること
- → 目指す教育方針を実現させるために「こんな先生に来て欲しい」と教育委員会に意見を述べることができます。

■(2)学校運営協議会制度と学校評議員制度との違い ■

学校運営協議会は、合議制の機関であって、法律に基づき、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限が与えられており、校長は、学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになります。また、学校運営協議会制度には、学校・家庭・地域が共同して学校づくりを行うというねらいがあります。

平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム(栃木会場)のパネリストを務めた佐藤晴雄は、学校運営協議会と学校評議員の違いを4つの観点から以下のようにまとめています。これは、学校運営協議会の優位性を表す結果だと言えます。

| | 学校運営協議会 | 学校評議員 |
|-----------|---------------|---------------|
| 対面・情報交換機能 | 合議体としての会議参加が原 | 原則として合議体ではなく、 |
| | 則。多様な属性を持つメンバ | 協議会の場が設定されても会 |
| | ー間での情報交換が可能 | 議頻度が低い。 |
| 協議・意見具申機能 | 協議会等による意見具申が行 | 評議員による個別意見。具申 |
| | える。校長の求めを要しない | に至るとは限らない。校長の |
| | など協議会に権限が与えられ | 求めがあって意見を述べるな |
| | ている。 | ど権限が弱い。 |

| | 学校運営協議会 | 学校評議員 |
|---------|---------------|---------------|
| 参画•承認機能 | 基本方針の承認など権限に一 | 承認機能はなく、また合議体 |
| | 定の強さがある。 | ではないことからメンバーの |
| | | 参画意識が弱くなる。 |
| 透明化機能 | 学校運営協議会だよりなど外 | 校長とメンバー間の意見交換 |
| | 部関係者に情報提供を行い、 | を原則とするため、必ずしも |
| | またHPなどでコミュニテ | 透明化機能が期待される訳で |
| | ィ・スクールの周知を図る例 | はない。また、合議体ではな |
| | が多い。 | いために、たより等による周 |
| | | 知活動が期待しにくい。 |

4 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の成果

■(1)成果のまとめ ■■

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議報告書「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ」の中では、以下のようにその成果をまとめています。

- ①子どもたちの「生きる力」をはぐくむことができる(地域の望む子ども像の実現)
 - ・多様な人々との交わりの中で、子どもの社会性の育ちなどが生まれる。
 - ・キャリア教育や環境教育など教科横断的な学習課題に対し、多様な視点が取り入れられることにより、豊かな学びが得られる。
 - ・地域の大人からほめられることにより、やる気の向上や重圧からの開放など、心の安寧 につながる。
 - ・地域の人々に支えられて学んでいくことで、地域への愛着が芽生える。
- ②職員、保護者、地域住民等がともに成長していく(地域の教育力向上)
 - ・コミュニティ・スクールも学校支援地域本部も、教育や子どもの成長に責任を持つ人た ちが増えるプロセスになる。
 - ・様々な関係者との関わりを通じて、教職員、保護者、地域住民等もともに学びあいなが ら人間的な成長を遂げていく。
 - ・大人たちの成長は、学校、家庭、地域における子どもたちの教育の充実につながる。
- ③学校を核として地域ネットワークが形成される(地域の活力向上)
 - ・地域の人々が結びつき、子どもたちに目が向けられることで、子どもたちにとって安全 で安心できる生活環境が生まれる。
 - ・学校への関わりを通じて、地域の人々同士がつながり、保護者も地域住民の一員として 地域の活動に関わることで、子どもが学校を卒業した後も保護者が地域に関わっていく 流れができれば、地域の活力もあがっていく。
- ④地域コミュニティの基礎力が高まる(地域の礎の構築)
 - ・地域の大人たちが、学びあいを創造していくプロセスを経て、当事者意識をもった市民 として、地域づくりの担い手となっていく。
 - ・地域全体としての「生きる力」の高まりや平素からの学校と地域の人々の強いつながりは、震災などの有事の際に「コミュニティの力」として顕著にあらわれる。

5 今後の進め方

■(1)「地域とともにある学校づくり」と小中一貫教育 ■

「地域とともにある学校づくり」を進める上においては、小中一貫教育との関連性が出てきます。「地域とともにある学校づくり」の「地域」という言葉は、それぞれの学校が関係する地域を指すことになりますので、関係性が非常に深いと言えます。現在小山市では、平成22年度から4期にわけて義務教育9年間という枠組の中で、児童生徒の「育ち」や「学び」をつなぐといった視点で小中一貫教育の研究を順次進めています。

各学校においては、地域の目指す子ども像を明確化にし、それを具現化するための方策を考えていくことが、「育ち」や「学び」の内容をより具体化し、深化していくことにもつながります。また、地域の資源とも言える、地域人材の活用を図ることは、児童生徒に多様な学びを体験させる契機になるとともに、コミュニケーション能力の育成にも役立つと考えられます。

■(2)「地域とともにある学校づくり」と学校運営協議会制度 ■

「地域とともにある学校づくり」を効果的に行うための組織としての存在が、学校運営協議会制度だと言えます。本市においても円滑な導入を図るためにモデル校を指定し、実際の運用を通して得られた成果と課題を確認し、学校・地域への啓発を図りながら拡大を図っていく必要があります。

そのため、文部科学省の「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進への取組」に係る委託事業におけるコミュニティ・スクール導入に関する実践研究を、小山第一小・豊田北小・梁小の3校が平成25・26年の2か年にわたって行っています。

■ (3) 仕組や制度を整える意義 ■■

本検討委員会では、小・中学校における「地域とともにある学校づくり」が、自治会、育成会、PTA等の協力のもとで十分に行われていることも確認することができました。今後の展開としては、今ある現状を真摯にとらえ、さらに高いレベルに押し上げていくために、柔軟に組織の再編を考えていくことや地域人材の発掘を図りながら、地域の方々が、学校に足を運んでいただけるような雰囲気作りや仕組・制度作りに着手していく必要があります。

子どもたちに対して質の高い教育を実現するためには、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図るとともに、教職員、保護者、地域住民が、手を携えながら子どもたちを育てていくことが大切です。そのためにも地域の皆様の協力なしには、充実した活動や十分な成果を望むことはできません。

地域が学校の応援団としての機能を果たし、行政側も学校の要望を側面から支えていくという意味では、 学校運営協議会の果たす役割は大きなものがあります。学校運営協議会という仕組は、学校運営における地 域との結びつきや学校と地域の協働体制をより強固にする制度であると考えるものです。